

2022年8月26日

国立大学法人金沢大学
学長 和田 隆志 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 小林 信介

団体交渉要求書（2）

下記の事項について団体交渉を要求します。9月7日までに、交渉の日時の候補日、方法等について、返答ください。組合側としては、1か月以内の団交の開催を要望いたします。なお、下記の各団交事項につき、一括の回答に時間を要する場合には、組合側は、団交事項毎に迅速な交渉を複数回行う準備があります。この場合には、団交事項毎に複数の候補日程を提示ください。

大学側の交渉担当代表者については、制度設計に際しての素案作成権限が職員課または人事課にあり、かつ、当該事項にかかる最終決定権限を有する者に対して労使間の協議内容に沿った具申を行うことができる場合には、課長以上（同職を含む）の役職者であれば差し障りありません。

記

1. 金沢大学と同規模の企業（大学、病院等）と比較して、各職種について本学教職員の給与水準の改善に向けて、組合と協議すること。

（趣旨）

去る8月8日、人事院は2022年度の給与勧告として、国家公務員と民間給与との格差（0.23%）を埋めるための俸給表水準の引上げ、ボーナスの0.1月分の引上げ等を示しました。

後述の通り、そもそも全般的に金沢大学の教職員の給与水準は低いことから、組合としてはこれまでも改善を強く求めてきました。金沢大学の教職員の賃金について、まずは最低でも人事院勧告に準拠した引上げを求めます。

金沢大学職員（事務・技術）の給与水準は、国家公務員と比較して低く抑えられています。『国立大学法人金沢大学の役職員の報酬・給与等について』によると、2021年度の対国家公務員指数は83.3（年齢・地域・学歴勘案でも90.7）と

なっていますし、事務・技術、医療職員の給与は国立大学法人の平均に及びません。同資料では教員の給与水準について、詳細が明らかにされていませんが、国家公務員との給与水準の比較指数は下がり続けています。また、同規模の私立大学と比較すると、職員、教員共に明らかに低い水準にあります。

給与水準が低く抑えられている一方で、教職員の多忙化は年々進んでいます。新型コロナウイルスへの対応では多くの教職員が長時間労働を余儀なくされました。大学附属病院の医療従事者は、新型コロナウイルス感染症とのたたかひの最前線で勤務しています。私たちの働き方に報い、給与水準の改善を求めます。

人事院勧告等へのこれまでの大学当局の対応から、今回の勧告に対しても一定の対応がなされると推測いたします。つきましては、大学当局の方針について説明を求めると共に、団体交渉に応じられることを求めます。

私たち国公立大学の教職員は非公務員であり、賃金は労使交渉によって決定されるものです。労使交渉においては、労働組合法に基づき、労使対等のもと法人側には誠実交渉義務が課せられています。教職員の給与水準や労働実態をふまえて労使交渉に臨むこと、そして誠実な労使交渉をおこなうことを強く求めます。

2. 非常勤職員の賃金水準の改善に向けて、組合と協議すること。

2-1 非常勤職員について、時給を引き上げること。

2-2 非常勤職員について、賞与を支給すること。

(趣旨)

時給については10/1付けで増額改定されましたが、十分な水準であるとは言えません。また、賞与については依然として支給されていません。この現状について、「パートタイム・有期雇用労働法」に照らすと、正規職員との待遇差は明らかに不合理です。

本学非常勤職員（事務補佐員）の時給が930円であった時の石川県の最低賃金は652円（2007年）であり、今年10月からは891円となることが決まっています。最低賃金の引上げは36%以上であるのに対して、本学での引上げは30円（3%）であり、社会の引上げ状況が適切に反映されているとは考えられません。まずは、パートタイム非常勤職員の時給を1,000円以上に引き上げることを求めます。その上で、職務内容や経験年数を踏まえた昇給制度を設けること、職務内容に応じた段階的な給与水準の設定（非常勤職員の給与表）等も含め、改善を求めます。

加えて、学生の謝金（950円）について、20年近く引き上げられておらず、労働市場における（最低）賃金引き上げに準拠して引き上げるべきです。このままでは、近いうちに最低賃金を下回る可能性があります。

非常勤職員への賞与支給については、2021年度の人事院勧告において「本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導」と言及されました。同指針では、①任期が相当長期にわたる非常勤職員に対しては、期末手当及び勤勉手当に相当する給与を、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給するよう努めること、②この場合において、職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する当該給与については、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給することとされています。速やかな改善を求めます。

以上